

## 函館市企業局会計年度任用職員の勤務時間等の設定に係る基準

この基準は、函館市企業局会計年度任用職員に関する要綱（令和2年4月1日施行）別表の規定に基づき、会計年度任用職員の勤務時間等の設定について定めるものである。

勤務形態	職員区分	基本的な週の勤務時間	左の「職員が欠けている場合」に補充する会計年度任用職員	補充する会計年度任用職員の週の勤務時間	補充する会計年度任用職員に適用する号給等
フルタイム	一般職常勤職員	38.75	会計年度任用職員 ・事務補助等職	35以下	事務補助等職の給料
	技能労務職員		会計年度任用職員 ・技能労務補助職		技能労務補助職の給料
	再任用職員（事務）		会計年度任用職員 ・事務補助等職		事務補助等職の給料
	会計年度任用職員 ・一般事務職		会計年度任用職員 ・事務補助等職		事務補助等職の給料
パートタイム	再任用短時間勤務職員（事務）	29以下	会計年度任用職員 ・事務補助等職	29以下	事務補助等職の給料
	会計年度任用職員 ・専門職		会計年度任用職員 ・専門臨時職		業務の区分による基準号給を適用
	会計年度任用職員 ・事務補助等職	35以下（※）	会計年度任用職員 ・事務補助等職	35以下（※）	事務補助等職の給料
	会計年度任用職員 ・技能労務補助職	35以下	会計年度任用職員 ・技能労務補助職	35以下	技能労務補助職の給料

（※）繁忙期が、ごく短期間（1～3か月）であることや、集中的な業務量があることに該当し、週35時間勤務では業務遂行が困難であると認められる場合は、総務課と協議の上、フルタイムでの任用を可とする。

### 備考

- 「職員が欠けている場合」とは、年度当初から欠員が生じている状態または年度途中から職に欠員を生じた状態をいう。
- 「会計年度任用職員・専門臨時職」とは、会計年度任用職員・専門職に欠員を生じたときに、ハローワークを通じた公募により選考採用した者に従事させる職をいう。  
この場合の任期は1会計年度内、給料は当該業務の区分による基準号給を適用し固定額となる。
- 勤務時間は原則として上表のとおりとするが、臨時または緊急の必要がある場合は時間外勤務を命ずるものとする。